

2019年5月15日

保護者様

桜林高等学校
校長 石井航太郎
生徒指導部

自転車点検について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本校の教育活動に対し、ご理解とご支援を賜りまして心より感謝申し上げます。

さて、自転車通学許可申請期間（1カ月間）が終了いたしました。つきましては、許可された生徒の自転車点検を、下記の内容で実施します。通学や部活動等の移動に際して、交通安全上、大変重要ですので保護者の皆様にもご理解ご協力をお願いいたします。

記

日 時	2019年5月27日（月） 放課後（定期考査1日目）
場 所	桜木グラウンド
対 象	自転車通学者（自転車通学を許可され、ステッカーを配布された者）
内 容	①ステッカーの確認 ②車輛全般の確認（タイヤ・ブレーキ・ライト等） ③施錠の有無の確認（施錠は2ヶ所）

※尚、不備の指摘があった場合は、直ちに改善をしてください。

以上

2019年5月15日

保護者様

桜林高等学校
校長 石井 航太郎
生徒指導部

生徒の所持品について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に対し、ご理解とご支援を賜りまして心より感謝申し上げます。

さて、本校では生徒の所持品につきまして、不必要なものの持込みは控えさせ、中でも貴重品はHRで担任が預かり、下校時に本人に直接返却する方法で管理させて頂いています。盗難や紛失を未然に防ぐ方策として行っていますので、ご家庭におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、以下をご一読いただき、ご指導の参考としてください。

<2019年度「生徒手帳」生徒心得についての細則>

・金品：財布・定期券など

(預けない場合、紛失・盗難などのトラブルに一切責任を負うことはできません。)

・個人情報に関わるもの(携帯電話など)は必ず預ける。

・不必要と認められるものの持込みは禁止する。また、学校での管理は行わない。

・携帯電話は、日課内の使用は原則として禁止する。やむを得ない理由で携帯電話を持込む場合は許可願を提出する。

・携帯電話は許可後、登校時から下校時までにはHR担任に預ける。

・校則に触れる所持品の持ち込みは禁止する。また不要品による公共物の損傷や修理不能な汚れ(例. ガム・落書きなど)については弁償の上、特別指導及び懲戒の対象とする。

・健康管理上、医師からの指示のもとやむなく校内に持込む器具などについては、必ず担任に申し出る。

・異装については別に定める。